

第 1 1 節 特別活動

第 1 本実践事例の活用について

1 作成の基本的な考え方

- (1) 中学校学習指導要領、埼玉県中学校教育課程編成要領、同指導・評価資料、「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料の趣旨を踏まえる。
- (2) 中学校学習指導要領における特別活動の目標は、次のとおり示されている。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

この目標の実現を目指し、中学校学習指導要領第 5 章の第 2 に示されている「各活動（学級活動、生徒会活動）及び学校行事」について、全てを網羅できるようにした。

作成に当たっては、指導の流れが理解しやすくなるように、また、より活用しやすくなるように考え、それぞれの実践事例について指導案に則った形式で示すようにした。

2 指導計画作成の留意事項

編成要領（編 P186）で示された「指導計画作成に当たっての留意すべき事項」との関連についても本資料で示していく。（丸い吹き出し）

- (1) 「特別な配慮を必要とするなど課題を抱えた児童への指導」の視点
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点
- (3) 「教科横断的」な視点
- (4) 「社会に開かれた教育課程」の視点
- (5) 「道徳教育の充実」の視点
- (6) 内容の取扱いについての配慮事項

3 活用に当たっての配慮事項

- 生徒会活動、学校行事については、指導案ではないものの、どの実践事例においても、事前、当日、事後の一連の活動を含んだものとしている。各活動（学級活動、生徒会活動）及び学校行事を展開するに当たり、1 単位時間だけではなく、その活動を充実させるためにどのような事前及び事後の活動に対する指導が有効かを考えて取り組むことが大切である。
- 各事例では、事例のポイント（四角い実線吹き出し）、上記 2 の指導計画作成の留意事項（丸い吹き出し）、指導に際しての配慮事項等（四角い実線）、生徒の発言（破線四角囲み等）で示している。評価規準や目指す生徒の姿等の記載事項とともに、これらの内容を意識しながら取り組むことで、生徒主体の活動を一層充実していくことが期待される。
- 実践事例を参考に、それぞれの学校においては、学年・学級の実態の発達の段階、また、感染症の流行時においては感染防止対策を講じた上での実施方法等を考慮し、自校ならではの効果的な指導方法を工夫し、それを展開していくことが望まれる。
- ICTについては、特別活動の学習を充実させるために、どの場面でどのように活用するかを適切に選択した上で活用することが重要である。